

別 表

区 分	支 援 内 容 等
1 研修費用補助	<p>【支援内容】 農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費への補助</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者及び親元就農者</p> <p>【要件】 ・研修し、習得しようとする農業技術等が明確であること。 ・研修先、研修項目、研修に係る費用等が明確であること。 ・研修期間は、単年度であること。</p> <p>【補助率等】 ・自己負担額の2/3又は5万円のいずれか低い額 ・親元就農者である者が交付申請する場合、就農してから5年以内とする。経営移譲していれば開業届等、経営移譲していなければ親の青色申告決算書等を申請時に提出し、就農している事実と就農開始時期を明らかにすること。</p>
2 営農費用補助	<p>【支援内容】 施設、機械等の営農に係る経費への補助</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、農業次世代人材投資事業(経営開始型)または新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の非交付対象者</p> <p>【要件】 ・施設、機械の購入については整備する理由を明確にすること。 ・本人の名義で購入するものであること。 ・中古品ではないこと。</p> <p>【補助率等】 自己負担額の1/2又は20万円のいずれか低い額</p>
3 就農奨励金	<p>【支援内容】 50歳以上の認定新規就農者に対する就農奨励金</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、就農時の年齢が50歳以上の者</p> <p>【要件】 将来にわたり専業として農業経営を続けていく意思を有すること。</p> <p>【補助率等】 奨励金30万円の給付(1回限り)</p>